

● 川崎北法人会の支部組織

※令和7年6月総会後

区名	支部名	町名
中原区	大戸	上小田中・上新城・下小田中・下新城・新城・新城中町・宮内
	小杉住吉	市ノ坪・今井上町・今井仲町・今井西町・今井南町・小杉御殿町・小杉陣屋町・小杉町・等々力・井田・井田三舞町・井田杉山町・井田中ノ町・大倉町・羽宿・木月・木月伊勢町・木月祇園町・木月住吉町・木月大町・西加瀬
	丸子玉川	上丸子山王町・上丸子天神町・上丸子八幡町・新丸子東・新丸子町・丸子通・上平間・北谷町・下沼部・田尻町・中丸子
高津区	南	梶ヶ谷・上作延・坂戸・下作延・久本・溝口・向ヶ丘
	北	宇奈根・北見方・久地・下野毛・諏訪・瀬田・二子
	橘	明津・蟹ヶ谷・子母口・新作・末長・千年・千年新町・久末
宮前区	宮前第一	有馬・鷺沼・野川・野川本町・西野川・東有馬・高津区北野川・高津区東野川
	宮前第二	梶ヶ谷・小台・土橋・馬絹・宮崎・宮前平
	向ヶ丘	犬蔵・五所塚・神木本町・白幡台・けやき平・菅生・菅生ヶ丘・平・南平台・初山・神木・瀬見台・水沢

● 会費(全額損金)と入会手続き

法人会の事業を実施し、法人会を維持するために、会員の皆様には会費をご負担頂いております。

● 会費

令和7年4月より

資本金	会費	
500万円未満	月額	600円
500万円以上1,000万円未満	月額	900円
1,000万円以上2,000万円未満	月額	1,200円
2,000万円以上	月額	1,500円
※賛助会員	月額	600円
※同系法人	年額	1,200円

年度の途中で退会されても振込頂きました会費は返金致しませんのでご了承ください。
 ※賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人(個人事業主)、法人の事業所(支店・営業所等)、または管外の法人。総会の議決権はありません。
 会員向けのサービスを受けることはできますが、会の運営には関与できません。
 ※同系法人 代表者が同一、または代表者の配偶者、親、子が代表者になっている法人。広報誌等は送付されません。

● 入会手続き+Web入会

ご入会を希望される場合には、入会申込書に必要事項をご記入の上、法人会事務局までお送り下さい。
 なお、ご不明な点がございましたら法人会事務局までお問い合わせ下さい。



● お問い合わせ先

電話番号 (044)799-1791(代)

HP <https://www.kawa-kita.or.jp>

公益社団法人川崎北法人会 入会のご案内



法人会では毎年税制に対する要望を取りまとめ、公益財団法人全国法人会総連合を通じ国会等に働きかけ、税制改正の実現をはかっています。

公益社団法人
川崎北法人会

〒211-0053 川崎市中原区上小田中6丁目19番地8号
 電話番号 (044)799-1791(代) FAX (044)799-1793
<https://www.kawa-kita.or.jp>

● 法人会とは

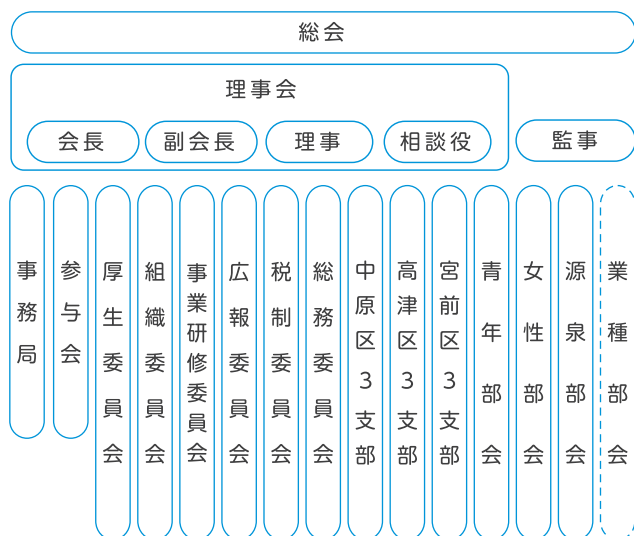
法人会は適正な申告納税を目指す法人が会員となって、会員の企業の健全な発展を図りつつ広く一般納税者にも税務知識を普及し、申告納税制度を育成することを目的として、事業活動を行っている自主的に結成された団体で、国の許可を受けている公益法人です。

● 川崎北法人会の歩み

昭和41年6月に東京国税局から社団法人の設立許可を受け活動を開始し、平成5年9月から中原、高津、宮前の3区に編成、平成11年に川崎北法人会館を完成し、現在約2900名の会員を擁しております。

また、平成20年12月に公益法人制度が施行されたのを機に、平成24年6月に神奈川県に申請、平成25年4月1日に移行登記を行い公益法人となりました。

● 事業活動組織図



法人会では 税知識の普及・企業の福利向上 社会貢献事業を行っています

税務

- 最新の税知識を習得できる講演会・研修会
- 新設法人説明会／決算法人説明会
- 源泉所得税に関する研修会
- 東京地方税理士会所属の税理士による無料個別税務相談
- 中小企業の立場で税制改正の要望活動

情報

- 経営のための講演会
- 簿記講習会
- 広報誌等による各種情報提供
- 当会顧問弁護士による無料法律相談



税制改正要望活動

交流

- 異業種交流／経営者同士の親睦
- 地域社会貢献活動
- 新年賀詞交歓会
- 研修見学会



税務広報活動

福利厚生

- 1日人間ドック形式により生活習慣病検診を会員特別料金で受診
- 経営者大型総合保障制度
- 各種保険制度に会員割引を適用した割安保険料で加入可能
- 中小企業のための
神奈川県火災共済制度／神奈川県民共済制度